

利用手続きの流れと注意点

千歳飛行場周辺における国有地（防衛省所管）の利用を希望される方へ

北海道防衛局

千歳飛行場周辺において、防衛省で所有している国有地については、これまで公共を目的とした使用に限って地方公共団体等へ使用許可を行ってきましたが、現在は土地の有効活用を図る観点から、買入れた土地の行政目的を妨げない範囲で、一定の条件のもと、個人・企業等への使用許可を行うこととしています。

国有地の使用を希望される場合は、以下のとおりの手続きになります。

国有地利用の要望

場所、用途、使用期間等をお聞きます。なお、用途によってはお貸しできない場合があります。また、国有財産の使用許可であるため、使用料については国で算定された金額になり、また国の事業都合により使用許可の取り消しがあることもご承知おさください。

※**土地利用計画書（様式 1）**を提出して下さい。

内容審査

要望事項について、当局で事前審査を行い、使用が可能と判断した場合は、公募を行います。

公募公告

物件、面積、使用可能期間の提示

要望書の提出

- ・公募内容について、要望と合致した場合には**要望書（様式 2）**、**誓約書（様式 3-1）**及び**役員名簿（様式 4）（変更の都度、随時提出）**を提出して下さい。（**土地利用計画書（様式 1）**の提出者も同様の書類を提出の上、公募に参加して下さい。）
- ・転貸する場合、**転借人にかかる誓約書（様式 3-2）**及び**役員名簿（様式 4）**も提出して下さい。

申請者の決定

要望書内容について審査のうえ許可申請書の申請者を決定します。なお、複数者から要望があり、審査の結果要件を満たす者が複数となった場合は抽選となります。

国有財産使用許可申請書の提出

公募の結果をお知らせしますので、申請者となられた方は**国有財産使用許可申請書（様式 5）**を提出して下さい。

警察への照会

暴力団又は暴力団員ではないこと、暴力団又は暴力団員と関係を有していないこと等について、必要に応じ、警察へ照会します。

財務省協議

- ・使用料及び使用許可開始予定時期については、この時点で申請者へご連絡いたします。但し使用料については、開始時期によって増減があります。
- ・財務省協議の結果、使用許可できない場合もあります。

使用許可

- ・**国有財産使用許可書（様式 6）**の発出後、別途送付する納入告知書により1年分（年度途中の場合は、日割計算）を前納していただきます。
- ・使用許可後に使用物件の転貸を希望する場合は、**国有財産の転貸許可申請書（様式 7）****誓約書（様式 3-2）**及び**役員名簿（様式 4）**を提出して下さい。転借人についても、必要に応じ、警察へ照会の上、**国有財産の転貸許可書（様式 8）**を発出します。

返還・更新 再公募

- ・使用許可を終了する場合は、**国有財産原状回復・返還届（様式 9）**を提出して下さい。
- ・公用・公共用として利用の必要のない場合、一度に限り更新が可能のため、期間満了の2月前までに**国有財産使用許可申請書（様式 5）**を提出して下さい。
- ・更新後の使用期間が満了した後も引き続き使用の要望がある場合は、**土地利用計画書（様式 1）**を提出いただき、再公募により利用者を決定します。
- ・但し、国有地の管理形態が変更となった場合、公用、公共用としての利用の必要性に関係無く、使用許可の取消を行い、更新は行いません。

※（様式 1～5、様式 7、様式 9）については、電子ファイルでの作成及び電子メールでの提出が可能です。

(様式1)

土地 利用 計画 書

応募者氏名(法人名)	
(住所及び連絡先)	
(担当者氏名)	
物件所在地	
転貸の予定の有無	有・無

使用目的及び概要

(使用目的)

(概要)

計画図

(様式2)

令和 年 月 日

防衛省所管国有財産部局長
北海道防衛局長 殿

要 望 者 住所又は

所在地

氏名又は

名 称

担 当 者

連 絡 先

国 有 財 産 使 用 許 可 要 望 書

「千歳飛行場周辺における国有地(防衛省所管)の使用について」(北防管第 号)の募集について、
募集要項の各条項を承知の上で、下記のとおり要望します。

記

1. 所 在 地 :
2. 区 分 ・ 数 量 : 土地 m²
3. 期 間 : 許可日 ~ 令和 年 月 日
4. 使 用 目 的 :
5. 使用計画の概要 :
6. 設置する施設 :
7. 転貸の予定の有無 : 有 ・ 無
8. 計 画 図 :

(様式 3-1)

誓約書

私

当社

は、下記 1 に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記 2 に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記 3 の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記 1 に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当する者でないこと。
(破産者で復権を得ていない者及び国との契約において不正な行為を行ったことのない者)
- (2) 会計更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく更正手続開始の申立をしていない者又は申立をされていない者又は、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立をしていない者又は申立をされていない者であること。
- (3) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (4) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
なお、役員等に変更があった場合は、速やかに変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、使用許可物件を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 使用許可物件を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ(※1)、政治活動標ぼうゴロ(※2)、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合又は転借人からその旨の報告を受けた場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

北海道防衛局長 殿

令和 〇〇年〇〇月〇〇日

住所又は所在地

氏名又は名称

(様式 3-2)

誓約書

私

当社

は、下記 1 に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、転貸を受けた国有財産の使用に当たっては、下記 2 に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記 3 の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記 1 に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当する者でないこと。
(破産者で復権を得ていない者及び国との契約において不正な行為を行ったことのない者)
- (2) 会計更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく更正手続開始の申立をしていない者又は申立をされていない者又は、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立をしていない者又は申立をされていない者であること。
- (3) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (4) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
なお、役員等に変更があった場合は、速やかに変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、転賃物件を第三者に転賃し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 転賃物件を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ(※1)、政治活動標ぼうゴロ(※2)、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

北海道防衛局長 殿

令和〇〇年〇〇月〇〇日

住所又は所在地

氏名又は名称

(様式5)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

防衛省所管国有財産部局長
北海道防衛局長 殿

申請者 住所
氏名 (代表者)

国有財産使用許可申請書

下記のとおり国有財産を使用したく、関係書類を添付して申請します。

記

1 使用しようとする財産

- (1)口座名：千歳飛行場周辺地区
(2)所 在：〇〇〇〇
(3)区分及び数量：

区分	種目	数量	備考
土地	敷地	m ²	

2 使用しようとする理由

3 使用計画 (事業計画)

4 使用しようとする期間

自：令和〇〇年〇〇月〇〇日から
至：令和〇〇年〇〇月〇〇日まで

5 転貸しようとする財産等

- (1)区分及び数量：

区分	種目	数量	備考
土地	敷地	m ²	

- (2)転借人の住所及び氏名

- (3)転借人の用途

(4) 転貸期間

自：令和〇〇年〇〇月〇〇日から

至：令和〇〇年〇〇月〇〇日まで

6 その他参考となるべき事項

担当者連絡先（納入告知書送付先）

(様式 6)

北防管第〇〇〇〇号
令和〇年〇〇月〇〇日

国有財産使用許可書

使用者 住所
氏名 (代表者) 殿

防衛省所管国有財産部局長
北海道防衛局長名

令和〇年〇〇月〇〇日付をもって申請のあった当局管理の国有財産を使用することについては、国有財産法 (昭和 23 年法律第 73 号) 第 18 条第 6 項及び第 19 条の規定に基づき、下記の条件を付して許可する。

この許可について不服があるときは、行政不服審査法 (平成 26 年法律第 68 号) の定めるところにより、この許可があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に防衛大臣に対して審査請求をすることができる。なお、許可があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、許可についての審査請求をすることができない。

また、行政事件訴訟法 (昭和 37 年法律第 139 号) の定めるところにより、この許可があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、国 (法務大臣) を被告として処分取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内とする。なお、許可又は裁決の日から 1 年を経過したときは、処分取消しの訴えを提起することができない。

(使用許可物件)

第 1 条 使用を許可する物件は、次のとおりである。

口 座 名 :
所 在 :
区 分 :
数 量 :
使用部分 :

(指定用途)

第 2 条 使用を許可された者は、前記の物件を〇〇〇の用に供しなければならない。

(使用許可期間)

第 3 条 使用を許可する期間は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までとする。ただし、使用許可の更新を受けようとするときは、使用を許可された期間の満了 2 月前までに、書面をもって部局長に申請しなければならない。また、更新後の使用期間が満了した後も引き続き使用の希望がある場合は、再度公募を実施する必要があることか

ら、使用を許可された者は部局長の指定する期日までに、書面をもって部局長に申し出なければならない。

(使用料)

第4条 令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までの使用料は、〇〇〇円とする。

2 前項に規定する期間が満了した後の期間に係る使用料については、改めて部局長から通知する。なお、使用料は毎年度改定するものとし、改定の都度、当該年度分の使用料を部局長から通知する。

(使用料の納付)

第5条 前条第1項に定める使用料は、当局歳入徴収官の発する納入告知書により、指定期日までに納入しなければならない。

(使用料の改定)

第6条 部局長は、経済情勢の変動、国有財産関係法の改廃その他の事情の変更に基づいて特に必要があると認める場合には、使用料を改定することができる。

(延滞金)

第7条 指定期日までに使用料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、第2項に定める率で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

2 前項の延滞金利率は延滞起算日時点の国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率を定める告示(昭和32年大蔵省告示第8号)に定める率とする。

(物件保全義務等)

第8条 使用を許可した物件は、国有財産法第18条第6項に規定する制限の範囲内で使用させるものであり、使用を許可された者は特に次に掲げる措置をするとともに、善良な管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

(1) 雑草の繁茂、野火の発生、種子飛散等の防止

(2) 残土、ごみ、汚物等の投棄の防止

(3) 不法占拠等の防止

2 前項の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費は、使用を許可された者の負担とし、その費用は請求しないものとする。

(使用上の制限)

第9条 使用を許可された者は、使用を許可された期間中、使用を許可された物件を第2条に指定する用途以外に供してはならない。

2 使用を許可された者は、使用を許可された物件を担保に供してはならない。

3 使用を許可された者は、使用を許可された物件について、次に掲げる行為をしようとするときは、事前に書面をもって部局長の承認を受けなければならない。

(1) 現状を変更しようとするとき

(2) 使用計画を変更しようとするとき

(3) 本許可書により承認を受けた場合のほか、転貸しようとするとき

4 使用を許可された者は、使用物件内において、次に掲げる行為をして

はならない。

- (1) 居住を目的とする建物
 - (2) 地上〇〇mの高さを超える建物、工作物又は仮設物
 - (3) 電波に障害を与える又はそのおそれのある建物又は工作物
- 5 使用を許可された者は、使用物件内において、次に挙げる行為をしてはならない。
- (1) 電波に障害を与える又はそのおそれのある機械器具を搬入する行為
 - (2) その他防衛施設の安定的運用を阻害する又はそのおそれのある行為

(使用許可の取消し)

第10条 部局長は、次の各号の1に該当するときは、使用許可の取消しをすることができる。

- (1) 使用許可された者が許可条件に違反したとき。
 - (2) 使用許可された者の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - (3) 使用を許可された者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - (4) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - (5) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - (6) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 2 部局長は、使用を許可した物件を国又は公共団体において、公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要が生じたときは、国有財産法第19条で準用する同法第24条第1項の規定に基づき、使用許可の取消しをすることができる。
- 3 部局長が第1項の規定により使用許可の取消しをした場合、これにより使用を許可された者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。
- 4 使用を許可された者は、部局長が第1項の規定により使用許可の取消しをした場合において、国に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(原状回復)

第11条 部局長が使用許可を取消したときは、使用を許可された者は、自己の負担で、直ちに、使用を許可された物件を原状に回復して返還しなければならない。

- 2 使用を許可された期間が満了したときは、使用を許可された者は、自己の負担で、使用を許可された期間の満了日までに、使用を許可された

物件を現状に回復して返還しなければならない。ただし、公募により改めて使用を許可された場合その他部局長が特に承認したときは、この限りでない。

- 3 使用を許可された者が原状回復の義務を履行しないときは、部局長は、使用を許可された者の負担においてこれを行うことができる。この場合、使用を許可された者は、部局長に異議を申し立てることができない。

(損害賠償)

第12条 使用を許可された者は、その責に帰する事由により、使用を許可された物件の全部又は一部を滅失又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、前条の規定により使用を許可された物件を原状回復した場合は、この限りでない。

- 2 前項に掲げる場合のほか、使用を許可された者は、本許可書に定める義務を履行しないため損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。
- 3 使用を許可された者は、その責めに帰する事由により、第三者に損害を与えたときは、使用期間及び期間終了後においても、自己の負担で、その賠償を行わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第13条 使用許可の取消が行われたとき又は使用を許可された期間が満了したときは、使用を許可された者は、使用を許可された物件に投じた改良のための有益費その他の費用が現存している場合であっても、その費用等の償還の請求はしないものとする。

(実地調査等)

第14条 部局長は、使用を許可した物件について随時に実地調査し、又は所要の報告を求め、その維持使用に関し指示することができる。

(疑義の決定)

第15条 本条件に関し、疑義のあるとき、その他使用を許可された物件の使用について疑義を生じたときは、部局長の決定するところによるものとする。

(様式7)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

防衛省所管国有財産部局長
北海道防衛局長 殿

申請者 住所
氏名 (代表者)

国有財産の転貸許可申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付、北防管第〇〇号により国有財産使用許可を受けている
国有財産の転貸の許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 転貸の財産等

区分	種目	数量	備考
土地	敷地	m ²	

2 転借人の住所及び氏名

3 転借人の用途

4 転貸期間

自：令和〇〇年〇〇月〇〇日から

至：令和〇〇年〇〇月〇〇日まで

5 添付書類

(1) 計画図

(2) 誓約書

(3) 役員名簿

(様式8)

北防管第〇〇号

令和〇〇年〇〇月〇〇日

使用者 住所

氏名(代表者) 殿

許可者

部局長氏名

印

国有財産の転貸許可書

令和 年 月 日付をもって申請のあった国有財産の転貸について、以下のとおり許可する。

(1) 区分及び数量：

区分	種目	数量	備考
土地	敷地	m ²	

(2) 転借人の住所及び氏名

(3) 転借人の用途

(4) 転貸期間

自：令和〇〇年〇〇月〇〇日から

至：令和〇〇年〇〇月〇〇日まで

国有財産返還・原状回復届

防衛省所管国有財産部局長
北海道防衛局長 殿

使 用 者
住 所

代表者氏名

令和〇〇年〇〇月〇〇日付、北防管第〇〇号により国有財産使用許可を受けました下記物件は、令和〇〇年〇〇月〇〇日をもって原状回復のうえ返還致します。

記

- 所在地 :
- 区分・数量 : 土地 m²
- 上記物件使用開始の許可番号及び年月日 :
- 返還理由 :
- 添付書類 : 使用許可物件平面図及び位置図、原状回復前後の写真

上記立会いの結果、原状回復について確認しました。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

確認者 所属氏名 北海道防衛局 管理部 施設管理課